

## 九州大学病院地区自家用電気工作物保安規程

平成26年度九大規程第54号  
制定：平成26年11月28日  
最終改正：令和5年9月29日  
(令和5年度九大規程第42号)

(趣旨)

第1条 この規程は、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第42条第1項の規定に基づき、九州大学が病院地区に設置する電気工作物（以下「電気工作物」という。）の工事、維持及び運用に関する保安（以下「電気工作物に係る保安」という。）を確保するため必要な事項を定めるものとする。

(他の法令との関係)

第2条 電気工作物に係る保安に関しては、消防法（昭和23年法律第186号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令又はこれに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規程において「部局」及び「部局長」とは、別表第1に掲げるものをいう。

(総括管理)

第4条 総長は、電気工作物に係る保安の業務（以下「保安業務」という。）を総括管理する。

第5条 部局長は、別表第1に定めるところにより当該部局の保安業務を管理する。

(主任技術者及び補助者)

第6条 保安業務を監督させるため、主任技術者を置く。

2 主任技術者は、法第43条に基づき、本学の職員で電気主任技術者免状の交付を受けている者のうちから総長が選任する。

3 前項の規定にかかわらず、本学の職員を充てることが困難な場合には、経済産業省が定める主任技術者制度の解釈及び運用（平成25年1月28日付20130107商局第2号）の規定に基づき、本学の職員以外の者から主任技術者を選任することができる。

4 前項により選任した主任技術者については、本条第5項、第7条から第12条第1項まで、第13条、第14条第1項、第15条及び第17条から第19条までの規定を適用するものとする。

5 主任技術者が病気その他やむを得ない事情により不在となるときは、総長が指定する者がその職務を代行する。

6 主任技術者を助け保安業務に従事する者として補助者を置き、別表第1の右欄に掲げる電気工作物を管理する設備保守担当部署の職員をもって充てる。

(指揮命令系統)

第7条 保安業務を円滑に遂行するための指揮命令系統及び連絡系統は、別表第2に定めるとおりとする。

(部局長の義務)

第8条 部局長は、電気工作物に係る保安上、次に掲げる事項を決定し、又は実施しようとするときは、主任技術者の意見を求めるものとする。

- (1) 年度計画に関する事項
- (2) 電気工作物の工事の計画に関する事項
- (3) 電気事故防止に関する事項
- (4) 災害対策に関する事項

2 部局長は、所管官庁に提出する書類の内容が保安業務に関係あるときは、主任技術者の参画のもとに立案し、決定するものとする。

3 部局長は、所管官庁が法令に基づいて行なう検査には、主任技術者を立ち合わせるものとする。

(使用前自主検査)

第9条 部局長は、法令に基づく使用前自主検査に関して、主任技術者の指導及び監督の下に必

要な検査要員を配置した上で実施し、電気工作物の工事が工事計画に従って行われたものであること及び経済産業省令で定める技術基準に適合していることを確認しなければならない。

(主任技術者の職務)

第10条 主任技術者は、部局長を助け、保安業務を監督するものとする。

2 主任技術者の職務は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 電気工作物に係る保安教育及び保安訓練に関すること。
- (2) 電気工作物の工事に関すること。
- (3) 電気工作物の保守に関すること。
- (4) 電気工作物の運転及び操作に関すること。
- (5) 電気事故防止に関すること。
- (6) 災害発生時の措置に関すること。
- (7) 保守業務の記録に関すること。
- (8) 保安用器材及び書類の整備に関すること。

3 主任技術者は、法令及びこの規程を遵守し、保安業務の監督を誠実に行わなければならない。

(保安教育及び保安訓練)

第11条 主任技術者は、補助者に対し、保安業務を行うために必要な知識及び技能の教育を計画的に行うとともに、災害その他電気事故が発生したときの措置について、適宜実地指導訓練を行うものとする。

(工事の実施)

第12条 部局長は、電気工作物の工事を実施する場合は、その工事の内容に応じて作業責任者を選任し、主任技術者の監督の下にこれを施工するものとする。

2 部局長は、前項の工事が完成したときは、保安上、支障がないことを確認してから引き取るものとする。

(点検及び測定)

第13条 主任技術者は、別に定める基準により、電気工作物に係る保安のための巡視点検、精密点検（以下「点検」という。）及び測定を実施しなければならない。

(技術基準への適合措置)

第14条 主任技術者は、前条の点検及び測定の結果、法令に定める基準に適合しない事項が判明したときは、その旨を速やかに部局長に報告するものとする。

2 部局長は、前項の報告を受けたときは、速やかに当該電気工作物を修理し、改造し、又は使用を一時停止し、若しくは制限する等の措置を講じ、常に法令に定める基準に適合するようにしなければならない。

(運転及び操作基準)

第15条 主任技術者は、電気工作物を運転及び操作する場合に、機器の性能、取扱方法を熟知した上、別に定める基準及び電力会社との間に締結したアクセス設備の系統連携に伴う給電運用申合せ書（以下「申合せ書」という。）により、常に安全確実に行わなければならない。

(運転停止時の保全方法)

第16条 発電設備その他電気工作物の運転を相当期間停止する場合は、停止設備と運転設備の区分を明確にした上、主要機器の点検手入れ、防塵、防錆、防湿等の対策を行い、運転再開に支障がないよう保護を講じる。

(電気事故等の再発防止)

第17条 主任技術者は、電気事故その他異常な事態（以下「電気事故等」という。）が発生したときは、直ちに当該電気工作物の精密点検を行い、その原因を究明し、再発防止のための必要な措置を講じなければならない。

2 補助者は、電気事故等が発生したときは、速やかにその原因、状況等について主任技術者に報告しなければならない。

(災害発生時の措置)

第18条 主任技術者は、災害発生時において電気工作物に係る保安を確保するための指揮監督を行うとともに、危険と認められるときは、直ちに当該範囲の送電を停止することができる。

(記録)

第19条 主任技術者及び補助者は、電気工作物に係る保安に関する記録簿を備え、これに所要事項を記録し、保存するものとする。

(責任分界点)

第20条 電気工作物に係る保安上の責任分界点については、電力会社との間に締結した申合せ書による。

(危険の表示)

第21条 特別高圧変電設備その他の高圧電気工作物が設置されている場所には、人の注意を喚起するための表示をするものとする。

(測定器具類の整備)

第22条 電気工作物に係る保安上必要とする測定器具類を常に整備し、保管しておくものとする。

(設計図等の保存)

第23条 電気工作物に関する設計書、仕様書、取扱説明書等については、当該電気工作物の設置期間中保存するものとする。

(手続書類等の保存)

第24条 関係官庁、電気事業者等に提出した書類、図面その他主要文書については、その原本若しくは原図又はそれらの写しを必要期間保存するものとする。

(細則)

第25条 この規程に定めるもののほか、保安業務の実施に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

附 則 (平成26年度九大規程第197号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年度九大規程第134号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年度九大規程第53号)

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年度九大規程第130号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年度九大規程第128号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年度九大規程第117号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年度九大規程第84号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年度九大規程第42号)

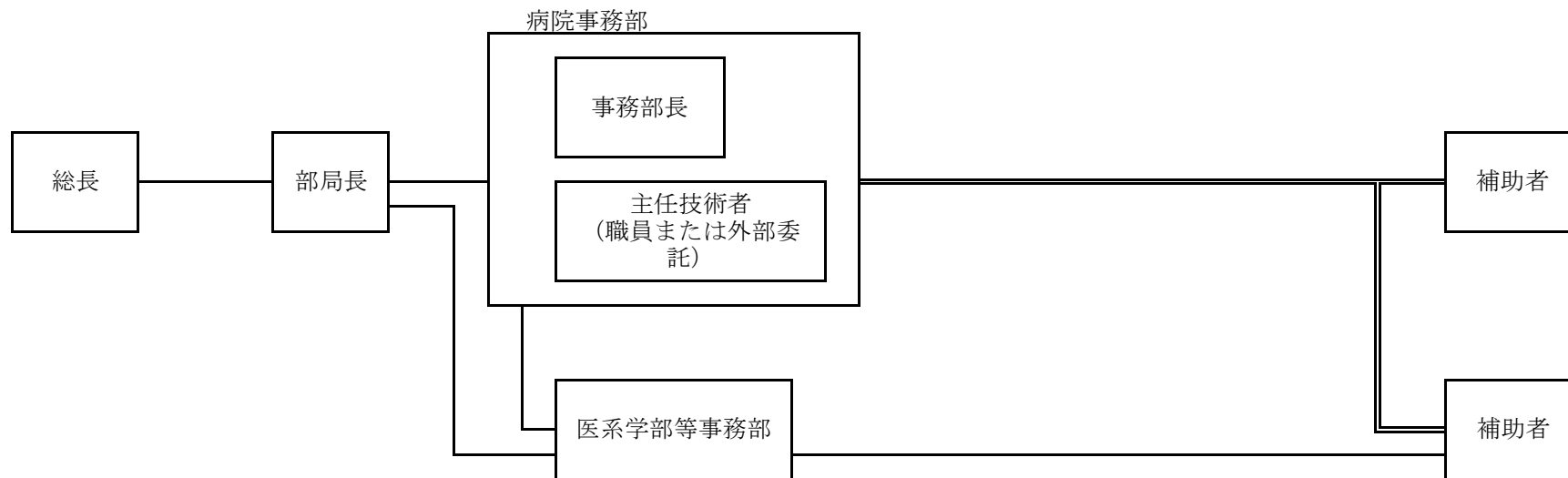
この規程は、令和5年10月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）  
病院地区

部局	部局長	管理範囲
医学研究院	医学研究院長	医学系学府、医学研究院及び医学部（病院を除く。）に設置した電気工作物
歯学研究院	歯学研究院長	歯学府、歯学研究院及び歯学部（病院を除く。）に設置した電気工作物
薬学研究院	薬学研究院長	薬学府、薬学研究院及び薬学部に設置した電気工作物
生体防御医学研究所	生体防御医学研究所長	生体防御医学研究所に設置した電気工作物
病院	病院長	病院（別府病院を除く。）に設置した電気工作物（病院宿舎を含む。）
附属図書館医学図書館	附属図書館長	附属図書館医学図書館に設置した電気工作物
医療系統合教育研究センター	医療系統合教育研究センター長	医療系統合教育研究センターに設置した電気工作物
先端医療オープンイノベーションセンター	先端医療オープンイノベーションセンター長	先端医療オープンイノベーションセンターに設置した電気工作物
環境発達医学研究センター	環境発達医学研究センター長	環境発達医学研究センターに設置した電気工作物
キャンパスライフ・健康支援センター	キャンパスライフ・健康支援センター長	キャンパスライフ・健康支援センターに設置した電気工作物
多元計算解剖学国際研究センター	多元計算解剖学国際研究センター長	多元計算解剖学国際研究センターに設置した電気工作物
感染症創薬研究センター	感染症創薬研究センター長	感染症創薬研究センターに設置した電気工作物
医系学部等事務部	医系学部等事務部長	医系学部等事務部に設置した電気工作物（病院地区にある学内共通利用施設を含む。）
病院事務部	病院事務部長	病院事務部に設置した電気工作物

別表第2（第7条関係）

自家用電気工作物の保安に関する組織図



—— は指揮命令系統を示す。

==== は指揮命令系統及び連絡系統を示す。